



第2次 深谷市 自殺対策計画

令和7(2025)年度▶令和12(2030)年度

ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや

令和7(2025)年3月

はじめに

全国の自殺者数は平成 22（2010）年以降、10 年連続で減少していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化した令和 2（2020）年に増加に転じ、依然として年間 2 万人を超えるかたが自ら命を絶っています。本市におきましても同様の傾向であり、毎年 20 人を超えるかたが自殺で亡くなっているという現実を重く受け止めなければなりません。

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」と言われています。背景には、精神保健上の問題だけでなく、経済的な問題、生活困窮、介護や育児疲れ、孤立など様々な要因が重なり合っており、誰にでも起こり得る身近な危機となっています。

このため、私たちは自殺を「個人の問題」ではなく「社会的な問題」として認識し、市民の皆様をはじめ、保健、医療、福祉、教育、労働、警察、地域の民間団体などの幅広い分野の皆様と連携し、「生きるための支援」を推進していくことが重要であると考えます。

このたび策定しました「第 2 次深谷市自殺対策計画」におきましても、「ともにつくる いのちを大切にすまち ふかや」を基本理念とし、いのちを守るためのつながりを大切に、皆様の御協力のもと自殺対策を推進してまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重な御意見や御提案をいただきました深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議の構成員の皆様をはじめ、御協力をいただきました関係機関の皆様、市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

深谷市長

小島 進



<目次>

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
III 計画の期間	3
IV 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連	4

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念	5
II 基本認識	6
III 基本方針	6
IV 施策の体系	8
V 施策の体系図	9
VI 計画の数値目標	10

第3章 いのちを大切にする支援施策の展開

I 基本施策	11
1 地域におけるネットワークの強化	11
2 自殺対策を支える人材の育成	15
3 市民への啓発と周知	18
4 生きることの促進要因への支援	22
5 自死遺族等への支援の充実	32
6 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	34
II 重点施策	35
重点施策1 勤務・経営対策	35
重点施策2 高齢者対策	36
重点施策3 生活困窮者対策	40

第4章 計画の推進

I 計画の推進体制	42
II 計画の進捗管理	42

第5章 資料編

I 策定経過	43
II 設置要綱	44
III 本市の自殺の現状	47
IV アンケート調査結果	51
V 深谷市自殺対策計画の評価結果	53
VI 自殺対策基本法	54

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

そうしたなか、平成 28（2016）年に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的に推進するため自殺対策基本法が改正されました。

これにより、自殺対策の基本理念を「生きることの包括的な支援」とし、誰もが必要な支援を受けることができるよう、すべての市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。本市においても平成 30（2018）年度に「深谷市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきたところです。

国全体での取組により、全国において平成 15（2003）年に3万人台であった自殺者数が令和元（2019）年に約2万人台まで減少しました。しかし、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じ、自殺者数が増加に転じるなど自殺への懸念が再び大きくなっています。本市においても、令和元（2019）年まで経年で低下していた自殺死亡率について、令和2（2020）年以降、増加傾向にあります。

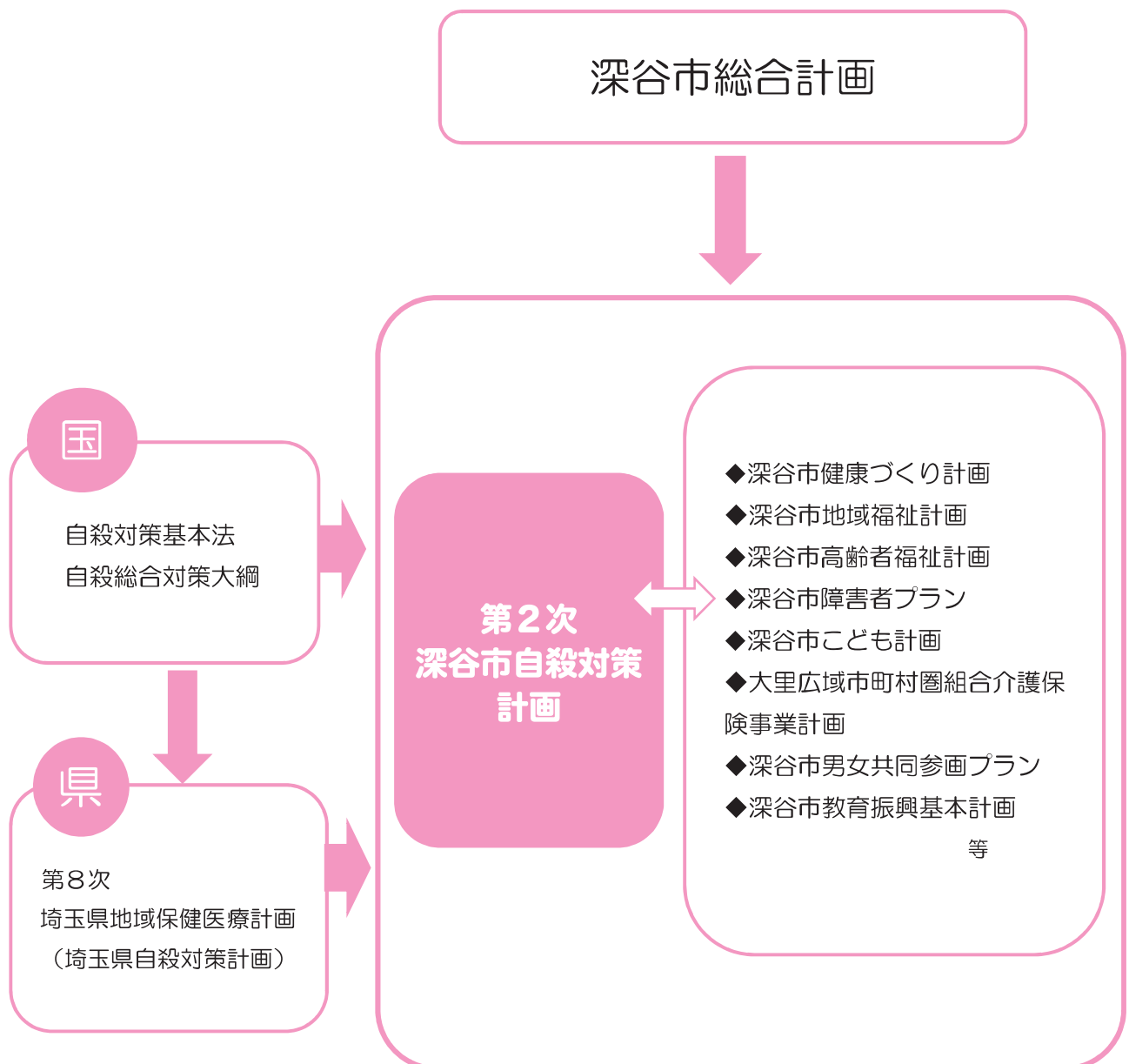
このようななか、平成 30（2018）年度に策定した深谷市自殺対策計画が令和 6 年度に計画終期を迎えることから、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月閣議決定）及び本市における自殺の現状と特性を踏まえ、自殺対策をより一層推進するために「第2次深谷市自殺対策計画」を策定しました。



Ⅱ 計画の位置づけ

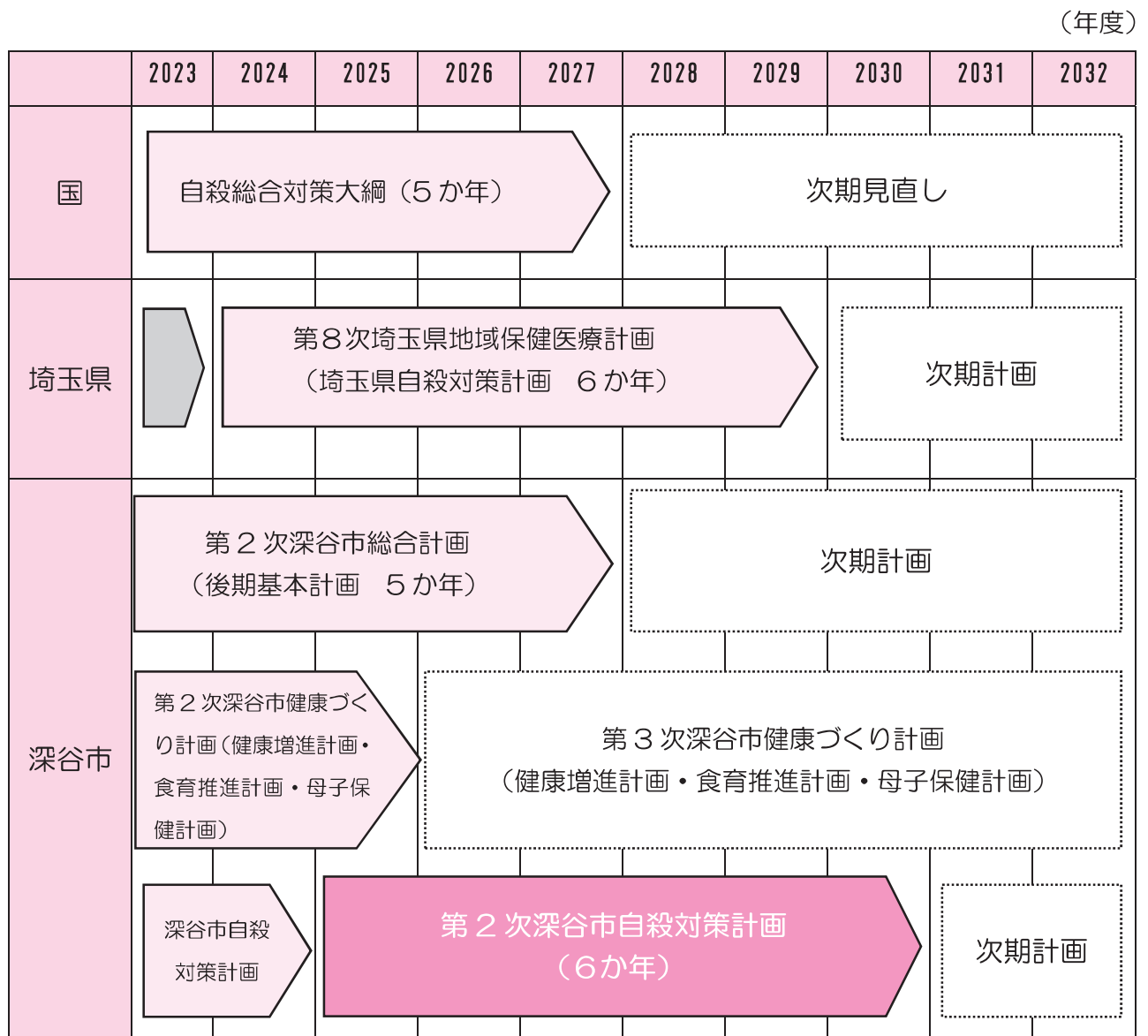
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に定める「市町村自殺対策計画」であり、本市の自殺の実態に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるものです。

また、国の自殺総合対策大綱及び第8次埼玉県地域保健医療計画（埼玉県自殺対策計画）を勘案し、本市の上位計画である「深谷市総合計画」及び、「深谷市健康づくり計画」や自殺対策に関連する他の計画と整合を図るものとします。



Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの6か年とします。なお、社会情勢の著しい変化や国・埼玉県の方針の変更があった場合、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



Ⅳ 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs は国連サミットで採択された「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際社会共通の目標です。

この考えは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的な支援により一人ひとりの命を守るという自殺対策の考えと合致するものです。

また、本市では、「第2次深谷市総合計画（後期基本計画）」において、SDGs の視点により各施策を推進することで、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

このため、本計画においても SDGs の目標のうち、特に関連性のある「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標の達成を目指します。

【SDGs の17の目標の図】



第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや

自殺総合対策大綱では、「自殺は、人が自ら命を絶つという行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある」とされ、誰にでも起こり得る身近な危機としています。

自殺の背景には様々な社会的要因があり、自殺の要因となりうる課題を解決するためには、保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策と連携し、総合的に実施する必要があります。

本市では「ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや」を基本理念として自殺対策計画を策定し、市民と行政、関係機関との連携、協働による「生きることの包括的な支援」を推進してきました。今後も、この基本理念のもと、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

※基本理念にあります「ともに」という言葉には、「共」、「伴」、「知」、「友」という意味が込められており第2次計画に継続します。（深谷市健康づくり計画と共通のロゴマークです。）



Ⅱ 基本認識

本市では、自殺対策を推進するにあたり、次の基本認識について、市民及び地域の関係者間で共有します。

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題である
- ✓ 自殺は、社会的な問題である

Ⅲ 基本方針

本市では、基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱に示された6つの基本方針に沿った総合的な自殺対策を推進します。

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題であるとの基本認識のもと、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の「生きることの阻害因子」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進因子」を増やす取組を実施します。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においてすでに実践的な活動を通じた連携の取組が展開されています。更に連携の効果を高めるため、様々な分野で支援にあたる人々がそれぞれ自殺予防の一翼を担っているという意識を共有します。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、次の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させながら推進していきます。

- ・ 個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ・ 問題を抱える人に対して包括的な支援を行うために関係機関の連携を図る「地域連携レベル」
- ・ 法律、大綱、計画等の整備や修正に関わる「社会制度レベル」

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

また、一人ひとりが身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家につなぎ、見守ることができるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策の推進には、市をはじめ、関係団体、企業、市民等が連携・協働した総合的な取組が重要です。そのため、それぞれの主体の役割を明確化、共有化し、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺者または自殺未遂者、親族等の名誉や生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することがないように、全ての人がこのことを認識して自殺対策に取り組みます。

IV 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた3つの「重点施策」で構成します。

1 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

2 重点施策

「いのち支える自殺対策推進センター」による地域自殺実態プロファイルでは、本市の自殺の特徴として、性別・年代等の特性と背景にある主な自殺の危機経路について<表1>のとおりとしています。

<表1>【深谷市の主な自殺者の特徴：個別集計（自殺日・住居地）】

令和元（2019）年～令和5（2023）年合計

上位5区分		自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 40～59歳 有職同居	18	14.6%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み ＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位	男性 60歳以上 無職同居	16	13.0%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
3位	女性 60歳以上 無職同居	13	10.6%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性 40～59歳 無職独居	11	8.9%	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位	男性 20～39歳 有職同居	11	8.9%	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業） →パワハラ＋過労→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」※

※「地域自殺実態プロファイル」とは、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの

重点施策 1

勤務・経営対策

重点施策 2

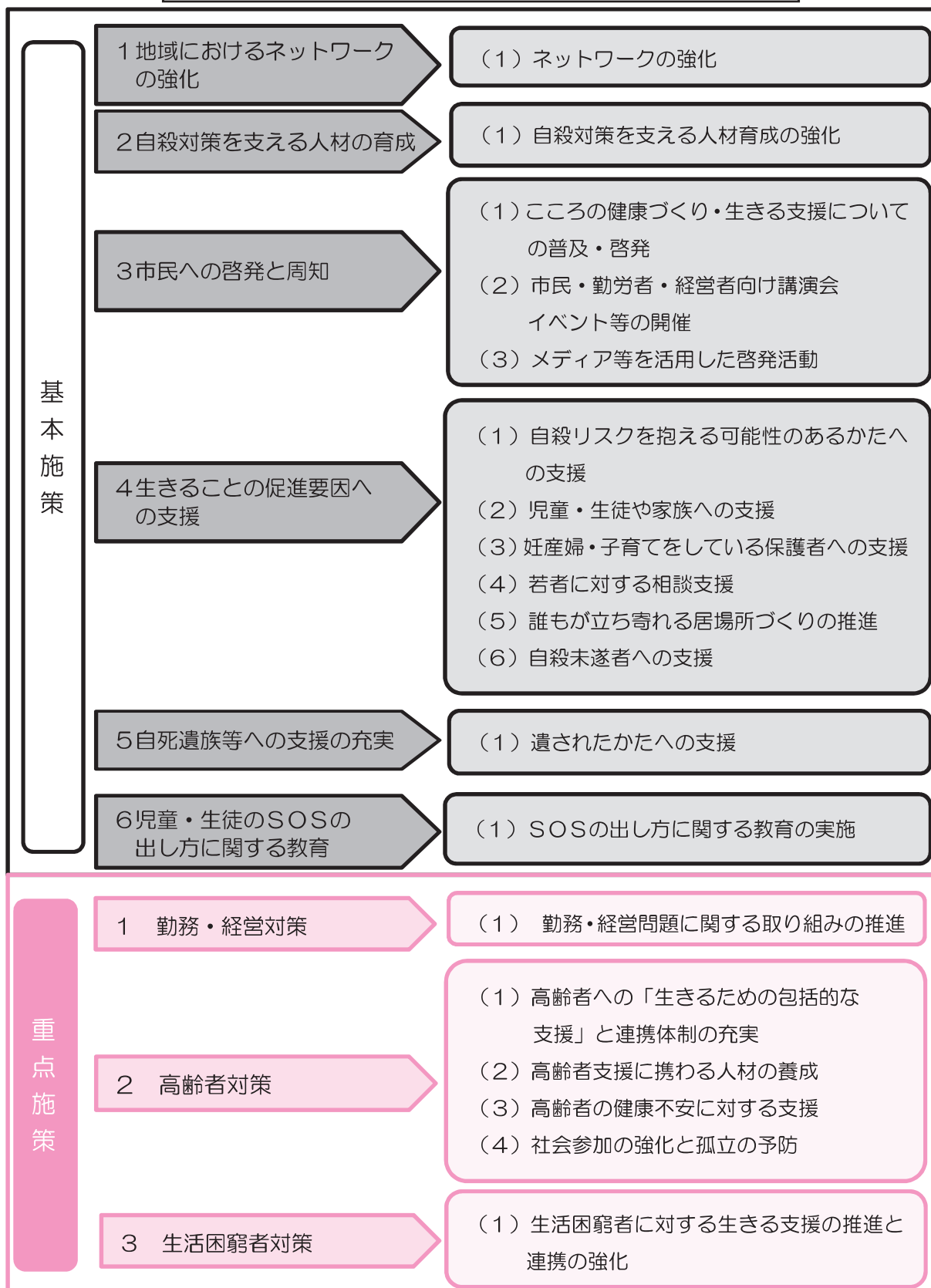
高齢者

重点施策 3

生活困窮者

V 施策の体系図

「ともにつくる いのちを大切にする支援施策」



VI 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率（厚生労働省「人口動態統計」に基づく）を令和 8（2026）年までに、平成 27（2015）年の 18.5 と比較して 30%以上減少させる（13.0 以下にする）ことを目標として定めました。また、埼玉県では令和 8（2026）年までに自殺死亡率を 12.6 以下とすることを目標としています。

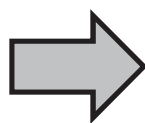
本市では、第 1 次計画において令和 5（2023）年の自殺死亡率为 16.2 以下にすることを目標として自殺対策に取り組み、令和元（2019）年に 12.5 まで減少しましたが、令和 2（2020）年には増加に転じ、令和 5（2023）年の自殺死亡率は 21.1 となっています。

このため、第 2 次計画においての目標値について、第 1 次計画の目標値を継続し、自殺死亡率 16.2 以下とします。

なお、途中経過として国・県の令和 7（2025）年の自殺死亡率を参考に中間評価を行います。

■深谷市の自殺死亡率と目標値

＜基準年＞
平成 27（2015）年
自殺死亡率※¹ 21.3



＜第 2 次計画最終年の目標値＞
令和 12（2030）年※²
自殺死亡率 16.2 以下

※¹ 自殺死亡率（人口 10 万対：自殺者数/人口×10 万）

※² 計画最終年（2030 年）の自殺死亡率は、前年（2029 年）の統計データによる（下表＜参考＞の太枠網かけ部分）

＜参考＞ 国、埼玉県、深谷市の自殺死亡率の目標値

	年	平成 27 年 (2015)	令和 5 年 (2023)	令和 7 年 (2025)	令和 11 年 (2029)
国	自殺死亡率	18.5	→	13.0	→
	対 2015 年比	100%		70.0%	
埼玉県	自殺死亡率	18.0	→	12.6	→
	対 2015 年比	100%		70.0%	
深谷市	自殺死亡率	21.3	16.2	→	16.2
	対 2015 年比	100%	76.0%		76.0%

第3章 いのちを大切にする支援施策の展開

I 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、経済、生活、健康、家庭の問題等の様々な要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死です。

これらの要因に効果的に働きかけ、「ともにつくる いのちを大切にするまちふかや」の実現を目指すためには、国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、学校、市民等がそれぞれの役割を明確化し共有した上で、相互に連携し協働する仕組みが重要です。

また、多世代にわたる複雑かつ多様な要因や自殺の危機に対して支援を行うためには、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、すでに地域に構築・展開されている様々なネットワークとの連携強化を図る必要があります。

【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
深谷市自殺対策実務者 ネットワーク会議の開催	年 2 回	年 2 回以上

（1）ネットワークの強化

本市の庁内関係部署及び既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体等と連携し、総合的に自殺対策を推進します。

取組	内容	担当課
庁内自殺対策推進 本部会議	庁内関係部署との連携を強化し、自殺対策の総合的かつ円滑な推進を図ります。	保健センター
自殺対策実務者 ネットワーク会議	庁内関係部署及び関係機関の実務者の連携を強化し、自殺対策の推進を図ります。	保健センター
健康づくり計画	健康づくり計画の取組「休養・こころの健康」において、自殺対策と連動した施策を盛り込み推進します。	保健センター
こども家庭センター ネットワーク会議	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、関係機関の連携強化を図ります。	保健センター

取組	内容	担当課
地域福祉推進 庁内ネットワーク会議	複合的な地域福祉課題を抱える住民に対する包括的な支援体制を推進するため、庁内関係組織の連携強化を図ります。	福祉政策課
深谷市災害時等 要援護者名簿登録事業	災害時に自力で避難ができず支援を必要とする高齢者等を、民生委員を通して名簿登録し、自治会等の関係機関に情報提供を行い、災害時の避難誘導や安否確認、平常時の見守り活動に役立てます。	福祉政策課
一人暮らし高齢者等 見守り活動事業	老人クラブ等が行う一人暮らし高齢者等への定期的な安否確認等に対し、活動費を補助し、活動を支援します。	福祉政策課
地域福祉計画	次期計画策定時、計画に自殺対策を関連付けます。	福祉政策課
福祉総合相談事業	複合的な課題を抱える市民や生活困窮者に対し、必要な支援の整理・アドバイスを行うほか、関係機関へのつなぎなどにより、自立に向けた支援を行います。	福祉政策課
在宅医療・介護連携推進 事業	医療・介護のサービスが必要な高齢者に対し、関係職種が連携を図りつつ、包括的な支援を行います。	長寿福祉課
地域ケア個別会議	高齢者の生活課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって、自立にむけた包括的な支援について検討します。	長寿福祉課
高齢者福祉計画	次期計画策定時、計画に自殺対策を関連付けます。	長寿福祉課
障害者プラン	次期プランの策定時、計画に自殺対策を関連付けます。	障害福祉課
自治会活動振興事業	自治会長会議等において、各種相談窓口の案内等を配布し、周知・啓発を図ります。	自治振興課

取組	内容	担当課
法務省所管の法定団体の支援	更生保護の啓発活動等を行っている深谷地区保護司会等と連携して、啓発活動を行う他、保護司の会議場所の提供をする等の支援を行います。また、人権擁護の啓発活動や人権相談業務を行っている熊谷人権擁護委員協議会深谷部会の活動の支援を行います。	人権政策課
虐待防止のための関係機関との連携	児童、高齢者、障害者に対する虐待及び配偶者等からの暴力等の防止や早期発見、被害者の適切な保護及び支援をするため、関係機関との連携を図ります。	人権政策課 関係各課
DV対策庁内連絡会議	DV被害者の支援対策を円滑に行うため、庁内関係各課との連携強化を図ります。	人権政策課
要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し、虐待を受けているまたは受けていると思われる児の早期発見、早期対応及び見守りを実施します。	こども青少年課
青少年健全育成環境づくり事業	青少年の健全育成を目的として活動する深谷市子どもサポート市民会議へ補助金を交付する等の活動支援を図ります。 また、青少年育成埼玉県民会議から委嘱された青少年育成推進部会の行う青少年育成活動を支援します。	こども青少年課
こども計画	こども基本法に基づき、子ども・子育て支援事業計画やこどもの貧困対策、こども・若者支援を含めた「こども計画」を策定し、こども施策を総合的かつ計画的に推進します。	こども青少年課
幼・保・小連絡協議会 小・中連絡協議会	保育園・幼稚園・小学校・中学校間において、児童生徒の家族の状況も含めて相互に情報を共有し、継続して支援を行います。	学校教育課

取組	内容	担当課
深谷市いじめ問題対策 連絡協議会	市内のいじめの現状や取組の説明、相談窓口 案内等の配布による情報提供を行います。	学校教育課
深谷市生徒指導推進 協議会 寄居警察署管内学校 警察連絡協議会	市内の児童生徒の健全な育成を目指し、小・ 中・高、警察が連携し、いじめ等生徒指導上の 諸課題についての実態及び対策について協議 します。	学校教育課
埼玉県北部地域 MC 協議会※1	埼玉県 MC 協議会と共同し、救急搬送困難の 解消を図るため、精神・身体症を合併する傷病 者の受け入れに際して、協力医療機関と協定 を締結し、精神科救急医療充実化を継続的に 図ります。	消防本部 (警防課)

※1

MC 協議会とは、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急業務を円滑に実施するために、消防機関と医療機関との連携が必要不可欠であり、それぞれの地域における救急に係る諸課題について関係機関が恒常的に協議する場です。



2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策において、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期に「気づき」、必要な機関に「つなげる」ことは重要であり、「気づき」に対応できる自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組です。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校・職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の養成を図ります。

【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
ゲートキーパー※2 養成講座の実施	年 2 回	年 2 回以上
ゲートキーパー養成講座受講者において、自殺対策について理解できたと回答した者の割合 【養成講座受講者アンケート結果】	95%	100%

※2

「ゲートキーパー」とは、市民をはじめ、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域等、様々な分野や立場等において、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人をいいます。

（１）自殺対策を支える人材育成の強化

自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危機を示すサインに気づき、相談窓口・機関につなげるなど、地域で支え手となる市民等を増やします。

また、行政、関係機関、民間団体等が協働し、地域や学校、職場等の様々な場面での実践的な対応に向けて研修を実施しスキルアップを図ります。

取組	内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	生きることの支援に関係する職員及び関係者を対象とするゲートキーパー養成講座を実施し、自殺予防に対する意識を高め、連携を図ります。	保健センター 関係各課
自殺対策研修	保健師や相談支援に従事する職員を対象に自殺対策研修を実施することにより、自殺対策の視点を学び、市民の支援を行うことができる人材を育成します。	保健センター

取組	内容	担当課
民生委員・児童委員協議会運営事業	民生委員・児童委員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、問題を抱えるかたに気づき、適切な相談機関につなぐ等、対応の強化を図ります。	福祉政策課
障害者基幹相談支援センター事業	相談員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、自殺対策について理解を深め、相談者やその家族が問題を抱えている場合には、適切な機関につなぐ等、相談対応の強化を図ります。	障害福祉課
手話通訳者等派遣事業	手話通訳者にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	障害福祉課
地域包括支援センター連絡会議	地域包括支援センターの相談員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	長寿福祉課
介護予防サポーター（ふっかファイン）フォローアップ研修	高齢者の抱える問題や異変に気づき、適切な相談機関につなぐ等の対応が図れるよう、介護予防サポーターにゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	長寿福祉課
人材育成事業	階層別研修において、メンタルヘルスの知識や、部下職員に対するラインケアについて学びます。	人事課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、保護者や子どもの状況把握を行い、適切な相談機関につなげます。	こども青少年課
公立・私立学童保育室運営事業	学童保育室の支援員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、保護者や子どもの状況把握を行い、必要に応じて適切な相談機関につなげます。	保育課
水道料金管理事務 下水道使用料管理事務	対応職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、困難な状況を把握した場合は、適切な相談窓口につなげます。	企業経営課
教育支援センター（いきいきスクール）	ボランティアの学生にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	学校教育課

取組	内容	担当課
学校応援団推進事業	学習支援や安心安全の確保、環境整備を依頼している地域ボランティアの研修会等において、自殺予防に関するリーフレットやチラシ等による啓発を行います。	学校教育課
登校サポートボランティア派遣事業	いじめ・不登校を含め、総合的な支援を行っている学校総合支援員、教育相談員に、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	指導員(教育研究所専門員・大学生ボランティア)に、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	学校教育課
救急活動推進事業	救急現場において、自殺未遂者の症状や負傷程度等を観察し、適切な医療機関へ搬送することに努めます。	消防本部 (警防課)



厚生労働省指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター

3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

自殺に対する誤った認識を払拭し、生きづらさや暮らしの危機に直面した場合には、誰かに援助を求めることができるような社会となるよう、自殺やこころの健康等に対する正しい知識の普及・啓発が重要です。

また、様々な問題を抱えて悩んでいる人が適切な支援につながるためには、相談機関や相談窓口の存在を知っていることが必要であり、広く地域全体に向けて周知を図ります。

【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合 【市民アンケート・ふかやeアンケート・まちづくりアンケート等】	13.8%	30%

（１）こころの健康づくり・生きる支援についての普及・啓発

こころの健康づくりについての正しい知識や、生きる支援についての各種相談窓口について普及・啓発を図ります。

取組	内容	担当課
こころの健康づくり	睡眠や休養等のこころの健康について、講座の開催やリーフレットの配付等により、市民への普及・啓発を図ります。	保健センター
	こころの健康や飲酒・喫煙についての正しい知識の啓発を図るため、若年層に啓発冊子や相談窓口案内一覧等の周知・啓発を行います。	保健センター こども青少年課
自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知	自殺予防週間（９月）や自殺対策強化月間（３月）について、広報、デジタルサイネージ、市公式 LINE 等及び自殺予防パネル展示により周知を図り、自殺予防についての理解の促進を図ります。	保健センター

取組	内容	担当課
相談窓口の周知	市役所総合案内、関係各課の窓口には各種相談窓口案内一覧等を設置し、またLINEやインターネットを活用した相談窓口を広く市民に周知します。	保健センター
	深谷寄居医師会と連携し、休日診療所や医療機関に各種相談窓口案内一覧等を設置し、市民に周知します。	保健センター
思春期保健事業	小・中学校における性に関する指導に助産師等を派遣し、いのちの大切さについて啓発します。	保健センター
ガイドブック作成事業	障害福祉の手引きに生きる支援に関連する相談窓口の情報を掲載し、市民に周知します。	障害福祉課
消費者行政事業	消費者トラブルを未然に防止するための情報を市民に周知します。また、必要に応じ、こころの健康等に関する情報提供を行います。	自治振興課
事業所向け男女共同参画啓発	関係機関と必要に応じて連携し、市内事業所のワークライフバランス推進に向け啓発・支援を行います。	人権政策課
人権に関する啓発	人権に関するリーフレット等を配布することで、様々な人権課題が存在し、誤った認識による差別がおこらないように周知・啓発します。	人権政策課
図書館におけるテーマ展示事業	図書館のテーマ展示の際に、保健センターと連携して自殺予防対策について展示します。	図書館 保健センター
学校図書館活用事業	学校の図書館スペースを活用し、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間等に「いのち」や「こころの健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行い、児童生徒へいのちの大切さについて啓発するように、年2回予定の司書教諭の研修会にて周知します。	学校教育課
応急手当普及啓発事業	救命講習会や各種イベントにおいて、自殺予防に関するリーフレットや県等が行っている各種相談窓口案内を配付します。	消防本部 (警防課)

(2) 市民・勤労者・経営者向け講演会・イベント等の開催

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康、医療、生活、教育、労働等、様々な要因が重なっています。これらに関連するテーマについて、市民や勤労者等に向けて講演会やイベント等を開催します。

取組	内容	担当課
健康づくりイベント	保健センターが実施する健康づくりイベント等で、自殺対策やこころの健康に関するコーナー等を設けます。	保健センター
こころの健康講演会	自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等において、こころの健康講演会を行います。	保健センター
健康セミナー	心身の健康づくりに関する講座を開催します。	保健センター
人権セミナー	市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さに気づき、相手の気持ちを考え、思いやることのできる社会を目指し、人権講演会を開催します。	人権政策課
男女共同参画支援講座	女性のメンタルヘルスや心身の健康、ハラスメント対策等をテーマにした女性の職業生活における活躍を支援するためのセミナーを開催します。	人権政策課
ひきこもり等支援対策講演会	ひきこもりやニート等の青少年を支援するため、講演会を開催します。	こども青少年課
就職支援セミナー	埼玉しごとサポート事業と連携し、就業に関する悩みを抱えるかたを対象にセミナーを開催します。	商工振興課
労働セミナー	働きやすい労働環境づくりを啓発するため、労働セミナーを開催します。	商工振興課

(3) メディア等を活用した啓発活動

広く市民等へ周知・啓発を図るため、広報誌やホームページ、SNS、地元のラジオ等のメディアを活用した啓発を行います。

取組	内容	担当課
情報発信事業	市広報・ホームページ、SNS、市公式 LINE、テレビ埼玉データ放送、地元のラジオ等を活用し、各種相談窓口や自殺対策の取組等について、市民へ周知を図ります。	保健センター 秘書課
モバイル版 セルフチェックシステム	24時間利用できるモバイル版セルフチェックシステム「こころの体温計」を活用し、自身のこころの不調の早期発見・早期対応を図れるように周知します。	保健センター



4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らす取組とともに、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やすための取組が重要であることから、自殺対策と関連のある様々な分野における取組を幅広く推進します。

また、自殺未遂者は再度の自殺企図のおそれがあり自殺のリスクが高いとされることから、適切な医療や相談支援ができる体制の構築を図ります。

【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
悩みごとを相談できる相手がいない市民の割合 【深谷市まちづくりアンケート調査（一般対象）】	12.6%	10.0%

（１）自殺リスクを抱える可能性のあるかたへの支援

自殺対策と関連のある様々な分野における取組を広く推進します。

取組を行う中で、必要に応じて適切な相談機関・窓口につなぎ、連携して支援を行います。

取組	内容	担当課
精神保健相談支援	精神疾患やアルコール依存等、こころの問題を抱えるかたと家族に、電話・面接・訪問等により相談支援を実施します。	保健センター
こころの健康相談	精神科医師によるこころの健康相談を実施します。	保健センター
健康相談・訪問指導	健康や疾病について電話・面接・訪問・メール・オンライン等により相談支援を実施します。	保健センター
ケース連絡会議	自殺リスクのあるかたの支援について相互に情報を共有し、連携して支援を行います。	保健センター 関係各課
暮らしとこころの総合相談会	県が実施する「暮らしとこころの総合相談会」の周知及び県との共催等で実施します。	保健センター

取組	内容	担当課
防災対策事務	災害時において、市の救護部では関係機関と連携し、被災者のメンタルケアを図るための対策を実施します。	総務防災課 保健センター
	自主防災組織の結成及び活動の支援を行い、災害時には自助・共助による安否確認や避難所運営等の自主的な活動を通して、要配慮者や孤立者への対策につなげます。	総務防災課
DV 被害者支援	配偶者暴力相談支援センターにて、配偶者やパートナーから暴力を受けているか等へ、情報提供や相談内容に応じた関係機関との連携支援を行います。	人権政策課
困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性に対し、必要に応じて情報提供や関係機関との連携支援を行います。	人権政策課
女性の悩み相談室	女性の悩み相談室を開設し、相談内容に応じて情報提供や関係機関との連携支援を行います。	人権政策課
人権相談	人権相談窓口を開設することにより、支援が必要なかたの早期発見・早期支援に努めます。	人権政策課
多様な性に関する相談	性的指向・性自認に関する悩みごとや不安などの相談支援を適切に実施します。	人権政策課
民生委員・児童委員協議会運営事業	地域で困難を抱えているかたを早期発見し、必要に応じて適切な関係機関につなげる支援を行います。	福祉政策課
福祉総合相談事業 【再掲 P12】	複合的な課題を抱える市民や生活困窮者に対し、必要な支援の整理・アドバイスを行うほか、関係機関へのつなぎなどにより、自立に向けた支援を行います。	福祉政策課
生活保護費支給事業	生活保護受給者が自立した生活が送れるよう、日々の支援に努め、問題状況に応じて適切な支援先につなげます。	生活福祉課

取組	内容	担当課
中国残留邦人等 生活支援給付費支給事業	中国残留邦人等支援給付受給者が自立した生活が送れるよう、日々の支援に努め、問題状況に応じて適切な支援先につなげます。	生活福祉課
荒川等河川敷ホーム レス合同巡視	路上生活者に対し、定期的に実態調査を行い、必要に応じて生活保護等の申請の案内を行います。	生活福祉課
地域生活支援事業	障害者やその家族が問題を抱えていることに気づいた際には、必要に応じて適切な機関につなぐよう努めます。	障害福祉課
障害児通所サービス	相談を行う中で、本人や家族が抱える様々な問題を察知し、包括的な支援につなげます。	障害福祉課
自立支援給付	相談を行う中で、本人や家族が抱える様々な問題を察知し、包括的な支援につなげます。	障害福祉課
障害者就労支援事業	障害者就労支援センターにおいて、就労に関する相談の受付を行い、必要に応じて他の相談機関につなげます。	障害福祉課
障害者虐待防止センター	24時間365日体制で虐待の受付を行い、通報があった場合には、状況把握をした上で、障害福祉課へつなげます。	障害福祉課
成年後見サポートセンター	高齢者・障害者の権利擁護の相談先として「深谷市成年後見サポートセンター」を設置し、適切な支援につなげます。	長寿福祉課
介護保険認定事務	要介護認定の手続で、介護に関する諸問題の相談機会を提供し、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなげます。	長寿福祉課
認知症家族のつどい	「認知症家族のつどい」を開催し、認知症のかたを介護している家族の交流・情報交換を行い、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
オレンジカフェ	認知症のかたや家族及び介護従事者が、悩みを共有し、情報交換の場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	長寿福祉課
地域包括支援センター	委託先である「地域包括支援センター」において、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、包括的な支援につなげます。	長寿福祉課

取組	内容	担当課
児童手当支給事業 児童扶養手当支給事業	児童手当・児童扶養手当の申請、現況届受付、各手当の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費の申請・支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
ショートステイ事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた包括的な支援を行います。	こども青少年課
ひきこもり等相談室	ひきこもり等相談室を設置し、15～34歳までのかたを対象に支援を行います。	こども青少年課
深谷若者サポートステーション周知啓発	働くことに悩みを抱える15～49歳までのかたを対象に、就労支援を行う「深谷若者サポートステーション」を周知します。	こども青少年課 商工振興課
中小企業融資あっせん事業	中小企業融資あっせん事業により、中小企業に対する経営安定化を支援するとともに、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	商工振興課
市営住宅管理事務	市営住宅の入居管理事務において、入居者や入居申込者が生活に困窮している状況を把握した場合は、適切な相談窓口につなげます。	建築住宅課
	市営住宅の家賃等滞納整理事務において、生活困窮や低所得等を把握した場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなげます。また要綱に準じて家賃等の減免及び徴収猶予を実施します。	建築住宅課
公害対策事業	苦情相談を行う中で、相談者が問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性がある場合、必要に応じて適切な相談窓口につなげます。	環境課

（２）児童・生徒や家族への支援

児童・生徒は家庭、地域、学校を主な生活の場としており、家族や生活の状況等に応じた対応が重要であることから、児童福祉や教育機関とともに、保健・医療等の分野と連携した相談支援体制の強化を図ります。

取組	内容	担当課
児童相談事業	要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携し、虐待を受けているまたは受けていると思われる児の早期発見、早期対応及び見守りを実施します。	こども青少年課
家庭児童相談室	子どもと家庭に関する相談を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。	こども青少年課
公立・私立学童保育室運営事業	学童保育室で保護者や子どもの状況把握を行い、必要に応じて関係機関につなげます。	保育課
こどもの学習・生活支援事業（未来応援教室ばるスタ）	様々な事情で学習環境に課題のある子どもに対し、学習支援、生活改善支援等を行い、子どもの自立の促進を図り、貧困の連鎖の防止につなげます。	福祉政策課
学校福祉相談員による教育相談	様々な支援を必要とする児童生徒に対し、状況に応じた支援を関係機関と連携して行います。	学校教育課
教育相談事業	学校福祉相談員や臨床心理士等が就学や学校生活等の様々な相談を受けるとともに、関係機関で連携して支援します。	学校教育課
いじめ不登校対策事業	学校と教育研究所が連携し、スクールカウンセラーや不登校支援アドバイザーによる登校支援を行います。	学校教育課
	「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」や「SOS ミニレター」の普及啓発カードを小・中学校に配付し、若年層を対象とした電話相談窓口の周知を図ります。 また、GIGA スクール構想で配布されているタブレット端末を活用して相談窓口の周知を図ります。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校と教育研究所が連携し、スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援を行います。	学校教育課

取組	内容	担当課
ステップアッププレス ン事業	大学生ボランティアによる学習支援事業を 実施し、生徒の学習を支援します。	学校教育課
社会体験チャレンジ	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々 な勤労問題についても併せて指導すること で、子ども自身の適正に合う就業（職業選択） 等を支援します。	学校教育課
教育相談員の配置	各中学校に教育相談員を配置し、いじめや学 校生活の悩みなどの相談に対し、問題解決に 向けて対応します。	学校教育課
教育支援センター （いきいきスクール）	教育支援センターを設置し、家庭状況を把握 する中で、関係機関と連携して包括的な支援 を行います。	学校教育課

（３）妊産婦・子育てをしている保護者への支援

身体的・精神的、経済的な悩みや不安、ストレスを抱えた妊産婦や子育て中の保
護者に対して、孤立させず妊娠初期からの切れ目のない支援を推進します。

取組	内容	担当課
こども家庭センター	すべての妊産婦に対し、原則、同一の保健師・ 助産師が、妊娠・出産から育児まで切れ目の ない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に面接・相談を行い、全 ての妊婦に支援プランを作成します。	保健センター
妊婦のための支援給付	妊娠や出産、子育てに関わる家庭の負担を軽 減するため、経済的支援を伴走型相談支援と 一体的に実施します。	保健センター こども青少年課
伴走型相談支援（妊婦 等包括相談支援事業）	妊娠届出時、妊娠６か月時の支援レターや 妊娠８か月時の電話支援及び新生児訪問の 機会を活用し、情報提供や相談対応等を行う とともに必要な支援につないでいきます。	保健センター こども青少年課
妊産婦健康診査の助成	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産ができ るよう支援するため、妊娠届を提出したかた に妊婦健康診査助成券を交付します。 産後うつや新生児への虐待予防等を 図るため、産後間もない時期の産婦に対する 産婦健康診査の費用を助成します。	保健センター

取組	内容	担当課
新生児聴覚スクリーニング検査費の助成	新生児の聴覚障害を早期に発見しこどもの健やかな成長を支援するため、妊娠届を提出したかたに助成券を交付します。	保健センター
低所得妊婦に対する初回産科受診料の助成	低所得世帯の妊婦の経済的負担を軽減するとともに継続的な支援につなげるため、住民税非課税世帯等の妊婦を対象に妊娠判定をする初回の産科受診料を助成します。	保健センター
巡回連絡会	市内産科医療機関と巡回連絡会を行い、妊娠中から支援が必要な妊婦について情報を共有し、連携して支援を実施します。	保健センター
電話支援事業	妊娠 8 か月頃の妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みについての電話相談支援を実施します。	保健センター
妊産婦・新生児訪問指導事業	妊産婦・新生児訪問指導を実施し、家庭での母子の健康や育児の状況把握に努め、必要な支援を実施します。	保健センター
ママ・サポート事業	産後うつ病の早期発見を目的として、妊産婦・新生児訪問時に EPDS（エジンバラ産後うつ質問紙票）を実施し、必要に応じて関係機関と連携して保護者の支援を実施します。	保健センター
産後ケア事業	産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、産婦の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。	保健センター
ハッピーエンゼル支援事業	子どもを望む夫婦に対し、早期不妊検査、不育症検査及び早期不妊治療に係る費用に対する補助を行います。	保健センター
健診・相談・訪問・教室	乳幼児健診、乳幼児相談、離乳食レッスン等において、育児の状況や育児不安、保護者のストレス等の把握に努め、必要に応じて訪問等の支援を実施します。	保健センター
発育発達相談（すくすく相談）	医師等の専門職による乳幼児の発育発達相談を実施し、必要に応じて専門機関へつなげるとともに、保護者の育児支援を行います。	保健センター

取組	内容	担当課
ママのサロン	育児不安等がある保護者を対象に、育児不安の軽減を図るため、グループミーティング等を実施します。	保健センター
にんしん SOS 埼玉	県が実施する予期せぬ妊娠で悩んでいるかたからの電話・メール相談に応じる「にんしん SOS 埼玉」を周知します。	保健センター
家庭児童相談室 【再掲 P.26】	子どもと家庭に関する相談を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。	こども青少年課
きずな LINE	市公式 LINE により、子育て支援に関する情報の配信を行います。	こども青少年課
ショートステイ事業	ショートステイ事業を実施することにより、児童及び家庭の支援を行います。	こども青少年課
母子家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金) (高等職業訓練促進給付金)	申請者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
母子生活支援施設措置事業	施設入所を通じて、対象者の支援を行うとともに、家族の状況や抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた包括的な支援を行います。	こども青少年課
児童手当支給事業 児童扶養手当支給事業 【再掲 P.25】	児童手当・児童扶養手当の申請、現況届受付、各手当の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
ひとり親家庭等医療費 支給事業 【再掲 P.25】	ひとり親家庭等医療費の申請・支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
養育支援訪問事業	保健師等の専門職による家庭訪問を行い、継続した養育支援を行います。	こども青少年課
ファミリー・サポート センター事業 (緊急サポート事業)	地域住民による相互の子育て援助活動で、保育園や幼稚園、小学校、学童保育室への送迎や、その後の預かり、病児、病後児の預かりを行います。	こども青少年課
4 歳・5 歳未就園児家庭 訪問事業	4 歳児、5 歳児で未就園の家庭を訪問し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課

取組	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターは、保護者の交流の場、また育児不安の表出や相談の場として、早期支援や関係機関につなげます。	保育課
公立・私立保育施設運営事業	保護者の就労等で、保育の必要性が認められる就学前児童について、市内の公立・私立保育施設で保育を実施します。	保育課
一時預かり事業	保護者の疾病や妊娠・出産等一時的な保育が必要な場合、市内の公立・私立保育施設25園において、一時預かり事業を実施します。	保育課
病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施します。	保育課

(4) 若者に対する相談支援

周囲との人間関係、進学や就職といった進路、身体的・精神的な悩み、ヤングケアラー、性的マイノリティ等、若年層が抱え得る悩みは多様であり、幅広い相談支援が求められることから、相談窓口の周知とともに関係機関の連携を推進します。

取組	内容	担当課
健康相談	健康や疾病について、電話・面接・オンライン等により相談支援を実施します。	保健センター
人権相談 【再掲 P.23】	人権相談窓口を開設することにより、支援が必要なかたの早期発見・早期支援に努めます。	人権政策課
多様な性に関する相談 【再掲 P.23】	性的指向・性自認に関する悩みごとや不安などの相談支援を適切に実施します。	人権政策課
深谷若者サポートステーション周知啓発 【再掲 P.25】	働くことに悩みを抱える15～49歳までのかたを対象に、就労支援を行う「深谷若者サポートステーション」を周知します。	こども青少年課 商工振興課
ひきこもり等相談室 【再掲 P.25】	ひきこもり等相談室を設置し、15～34歳までのかたを対象に支援を行います。	こども青少年課

(5) 誰もが立ち寄れる居場所づくりの推進

地域とつながり、支援につながるができるよう、既存の交流の場の周知に努め、孤立のリスクを防ぎ、気軽に集える居場所づくりの取組を推進します。

取組	内容	担当課
地域のお茶の間事業	市民・団体・企業等が所有する空き部屋やスペースの提供により、地域における高齢者の憩いの場や悩みを抱えるかたの交流・相談の場として活用します。	福祉政策課
老人福祉センター	高齢者を対象に、老人福祉センターの利用促進を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。	長寿福祉課
生き生きシニア世代 応援事業	シニア世代の居場所づくり及び仲間づくりに関する事業、生き生きと活動するための健康づくり及び介護予防に関する事業を行います。	長寿福祉課
住民主体の通いの場	高齢者の介護予防や社会参加・地域づくりを推進するため、住民主体の通いの場づくりを支援します。	長寿福祉課
オレンジカフェ 【再掲 P.24】	認知症のかたや家族及び介護従事者が、悩みを共有し、情報交換の場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	長寿福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターで、親子が集い、保護者が交流できる場を提供します。	保育課
公立・私立学童保育室 運営事業	学童保育室で、保護者等が就労等により、昼間家庭にいないことが常態である児童の育成と居場所づくりを図ります。	保育課

（６）自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺のリスクが高く、本人とその家族への支援が必要です。救急医療機関及び医療機関における心身の治療とともに、背景にある自殺の危険性を高める様々な問題に対して包括的に支援する体制の整備を図ります。

取組	内容	担当課
相談窓口の周知	市広報・ホームページ、SNS、市公式 LINE の活用や、医療機関等での相談窓口案内等の配布により、広く情報提供します。	保健センター
相談支援	自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、関係機関と連携し支援を行います。	保健センター
救急活動推進事業 【再掲 P.17】	救急現場において、自殺未遂者の症状や負傷程度等を観察し、適切な医療機関へ搬送することに努めます。	消防本部 (警防課)

5 自死遺族等への支援の充実

本市の自殺者の多くは家族と同居している現状があります。一人のかたの自殺が少なくとも周囲の 5 人から 10 人のかたに深刻な影響を及ぼすと言われています。

自死遺族等は、大切な人を突然失ったことに対する深い悲しみと、周囲の誤った偏見等による苦しみを抱え、相談に至らないことや地域から孤立する可能性があります。また、日常生活上の困難、経済的また心理的不安、法律等に関わる多様な問題を抱える可能性が高いため、適切な情報の提供や孤立を防ぎ、苦しみや不安の軽減を図る取組を関係機関と連携して実施します。

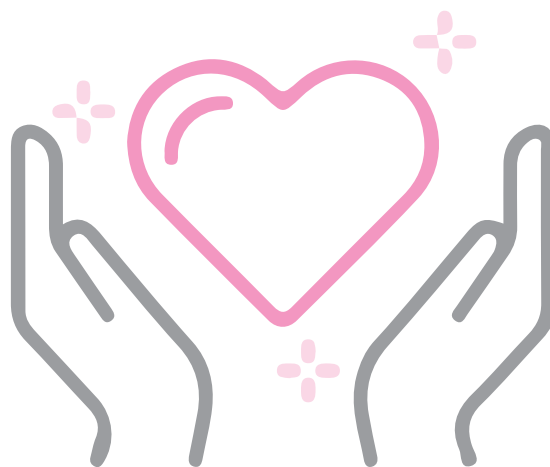
【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
自死遺族等のための情報の周知	実施	実施

（１）遺されたかたへの支援

自死遺族等のプライバシーに配慮しながら、必要とする様々な支援情報の提供を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口へつなげます。併せて、自殺に対する誤った認識や偏見をなくす取組として、市民、関係機関等への周知・啓発を実施します。

取組	内容	担当課
周知・啓発	市広報・ホームページ、SNS、リーフレット等を活用し、各種相談窓口、自死遺族支援の情報等について、広く周知を図ります。	保健センター
	講演会やリーフレットの配付などを通して、自殺や自死遺族等への理解について広く啓発します。	保健センター
相談支援・支援情報の提供	自死遺族等からの相談に対し、関係機関と連携し支援を行います。併せて、自死遺族等のプライバシーに配慮しながら、必要な支援情報を提供します。	保健センター



6 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育とともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、助けを求める声をあげられるための教育「SOS の出し方教育」を実施します。

【目標値】

評価項目	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 12（2030）年度
児童生徒の SOS の出し方に関する教育を実施する学校数	市内小・中学校（29 校）	市内小・中学校（29 校）

（1）SOS の出し方に関する教育の実施

小・中学校において、「SOS の出し方教育」を実施し、児童・生徒がかけがえない個人として自己肯定感を高め、ともに尊重し合いながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人に助けを求めることができることを目指します。

取組	内容	担当課
いじめ不登校対策事業 【一部再掲 P.26】	「子どもスマイルネット」や「さいたまチャイルドライン」の普及啓発カードを小・中学校に配付し、若年層を対象とした電話相談窓口の周知を図ります。また、GIGA スクール構想で配布されているタブレット端末を活用して相談窓口の周知を図ります。 市が行っている、電話・メール相談「深谷いーネット」の周知を図ります。	学校教育課

Ⅱ 重点施策

重点施策1 勤務・経営対策

職場の人間関係や長時間労働、転勤や異動、配置転換等の環境変化、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースが少なくありません。

勤務・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談支援につながることをできるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、労働環境を整備することが重要です。

また、職場のメンタルヘルスについては、相談先の周知を図るとともに関係機関と連携し普及啓発を進めます。

(1) 勤務・経営に関する取組みの推進

取組	内容	担当課
事業所向け男女共同参画啓発【再掲 P.19】	関係機関と必要に応じて連携し、市内事業所のワークライフバランス推進に向け啓発・支援を行います。	人権政策課
男女共同参画支援講座【再掲 P.20】	女性のメンタルヘルスや心身の健康、ハラスメント対策等をテーマにした女性の職業生活における活躍を支援するためのセミナーを開催します。	人権政策課
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト等の周知	勤労者やその家族、職場のかた等に向けた情報や相談窓口を提供するポータルサイト（厚生労働省「こころの耳」）等を周知します。	保健センター
モバイル版セルフチェックシステム【再掲 P.21】	24 時間利用できるモバイル版セルフチェックシステム「こころの体温計」を活用し、自身のこころの不調の早期発見・早期対応を図れるように周知します。	保健センター
深谷若者サポートステーション周知啓発【再掲 P.30、25】	働くことに悩みを抱える15～49歳までのかたを対象に、就労支援を行う「深谷若者サポートステーション」を周知します。	こども青少年課 商工振興課
内職相談室	内職に関する就労支援を行います。	商工振興課
創業支援	深谷商工会議所、ふかや市商工会との共同で、創業を支援します。	商工振興課

取組	内容	担当課
中小企業融資あっせん事業	中小企業融資あっせん事業により、中小企業に対する経営安定化を支援します。	商工振興課
就職支援セミナー 【再掲 P.20】	埼玉しごとサポート事業と連携し、就業に関する悩みを抱えるかたを対象にセミナーを開催します。	商工振興課
労働セミナー 【再掲 P.20】	働きやすい労働環境づくりを啓発するため、労働セミナーを開催します。	商工振興課
労働に関する相談窓口の周知	必要に応じて、県労働相談センター等の相談機関を情報提供します。	商工振興課

重点施策2 高齢者対策

本市では、70 歳代男性及び 60 歳代女性の自殺率が国と比較して高い状況にあります。（地域自殺実態プロファイル 2024）

高齢者は配偶者をはじめとする家族や知人との死別や離別、身体疾患等をきっかけに孤立や生活困窮、また介護などの複数の悩みや問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合や SOS を出しづらい状況である場合、周囲の気づきが遅れる間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。

また、「8050 問題」のように、ひきこもり状態が長期化するなかで、本人と親が高齢化し社会から孤立してしまう状況になるなど、高齢者本人だけでなく、家族や世帯の複合的な問題も増えています。

これらのことを踏まえ、高齢者の孤立を防ぎ、健康で生きがいをもって生活できるよう包括的な支援を継続して推進するとともに、高齢者を支える家族や介護者に対して、高齢者支援に関する情報の周知・相談により、支援者への支援を強化し高齢者を支える地域づくりを推進します。

（1）高齢者への「生きるための包括的な支援」と連携体制の充実

取組	内容	担当課
深谷市災害時等要援護者名簿登録事業 【再掲 P.12】	災害時に自力で避難ができず支援を必要とする高齢者等を、民生委員を通して名簿登録し、自治会等の関係機関に情報提供を行い、災害時の避難誘導や安否確認、平常時の見守り活動に役立てます。	福祉政策課

取組	内容	担当課
一人暮らし高齢者等見 守り活動事業 【再掲 P.12】	老人クラブ等が行う一人暮らし高齢者等への定期的な安否確認等に対し、活動費を補助し、活動を支援します。	福祉政策課
介護保険認定事務 【再掲 P.24】	要介護認定の手続で、介護に関する諸問題の相談機会を提供し、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなげます。	長寿福祉課
介護相談	窓口や訪問、電話等で相談を受けるときに、高齢者や介護者の状況を多方面から把握し、必要な支援につなげます。	長寿福祉課
認知症家族のつどい 【再掲 P.24】	「認知症家族のつどい」を開催し、認知症のかたを介護している家族の交流・情報交換を行い、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
家族介護教室	介護についての知識と技術を身につけるとともに、介護者の悩みを共有し、情報交換を行う機会を設け、支援者相互の支え合いを推進し、身体的・精神的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
老人保護措置	老人保護措置の手続の中で、本人等が抱える様々な問題を把握した場合、必要な支援につなげます。	長寿福祉課
地域包括支援センター 【再掲 P.24】	委託先である「地域包括支援センター」において、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、包括的な支援につなげます。	長寿福祉課
緊急通報システム	緊急通報システムを利用し、支援が必要な時に相談ができるようにします。	長寿福祉課
権利擁護事業	高齢者・障害者の権利擁護の相談先として「深谷市成年後見サポートセンター」を設置し、適切な支援につなげます。	長寿福祉課
在宅医療・介護連携推進事業 【再掲 P.12】	医療・介護のサービスが必要な高齢者に対し、関係職種が連携を図りつつ、包括的な支援を行います。	長寿福祉課
地域ケア個別会議 【再掲 P.12】	高齢者の生活課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって、自立にむけた包括的な支援について検討します。	長寿福祉課

（２）高齢者支援に携わる人材の養成

取組	内容	担当課
地域包括支援センター 連絡会議	高齢者の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口案内等のチラシを配付し、情報提供します。	長寿福祉課
認知症サポーター 養成講座	「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症に対する理解を深め、本人とその家族を支える市民を増やします。	長寿福祉課
介護予防サポーター （ふっかファイン） 養成講座	高齢者が集まる身近な場所である住民主体の通いの場において、介護予防や社会参加・地域づくりを促進するために、介護予防サポーター「ふっかファイン」を養成します。	長寿福祉課

（３）高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容	担当課
精神保健相談支援 【再掲 P.22】	精神疾患やアルコール依存等、こころの問題を抱えるかたと家族に、電話・面接・訪問等により相談支援を実施します。	保健センター
こころの健康相談 【再掲 P.22】	精神科医師によるこころの健康相談を実施します。	保健センター
健康相談・訪問指導 【再掲 P.21】	健康や疾病について電話・面接・訪問・メール・オンライン等により相談支援を実施します。	保健センター
介護予防教室	介護予防の知識の普及のため、介護予防教室を行います。	長寿福祉課
認知症初期集中支援 推進事業	自宅で生活している認知症が疑われるかたや認知症のかたで、病院に通っていないかたや介護サービスを使っていないかたを対象に、本人や家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポート等、初期の支援を集中的に行います。	長寿福祉課
地域包括支援センター 【再掲 P.24、36】	委託先である「地域包括支援センター」において、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、包括的な支援につなげます。	長寿福祉課
住民主体の通いの場	住民主体の通いの場において、介護予防サポーターが、高齢者の介護予防を支援します。	長寿福祉課

(4) 社会参加の強化と孤立の予防

取組	内容	担当課
健康マイレージ事業 (ためるんピックふかや)	社会参加や交流を目的のひとつとした、地域や関係機関の協働による健康づくりを推進します。	保健センター
地域のお茶の間事業 【再掲 P.31】	市民・団体・企業等が所有する空き部屋やスペースの提供により、地域における高齢者の憩いの場や、悩みを抱えるかたの交流・相談の場として活用します。	福祉政策課
老人福祉センター 【再掲 P.31】	高齢者を対象に、老人福祉センターの利用促進を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを促進します。	長寿福祉課
生き生きシニア世代 応援事業 【再掲 P.31】	シニア世代の居場所づくり及び仲間づくりに関する事業、生き生きと活動するための健康づくり及び介護予防に関する事業を行います。	長寿福祉課
住民主体の通いの場	住民主体の通いの場において、介護予防サポーターが、高齢者の社会参加や地域づくりを支援します。	長寿福祉課
オレンジカフェ 【再掲 P.24、31】	認知症のかたや家族及び介護従事者が、悩みを共有し、情報交換の場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	長寿福祉課
老人クラブ活動助成事業	老人クラブの活動費補助を通じて、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりの促進を図ります。	長寿福祉課
シニアの就業支援事業	シニア世代の雇用環境を充実させ、生活の経済的な安定と地域活力の向上を図るため、必要な情報を発信していきます。	商工振興課
シルバー人材センター 補助事業	市内に住む原則 60 歳以上の働く意欲のあるかたが、臨時的かつ短期的並びにその他軽易な業務での就業を通じて、自己の能力の活用を図ることを促進するために設立されたシルバー人材センターの事業を補助します。	商工振興課

重点施策3 生活困窮者対策

生活困窮の背景として、労働問題、精神疾患、介護、多重債務、虐待、依存症、被災避難、性的マイノリティ、心身の障害等の多様な問題を複合的に抱えていることが多いといわれ、経済的な困窮に加え他者との関係性においても問題が多い状況にあり、自殺リスクが高い傾向にあります。

また、「生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人」が自殺に追い込まれることのないよう、生活者に最も身近な市において、生活困窮者自立支援制度と連動してより効果的に対策を進めていきます。

(1) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者からの相談に対応し、自立に向けた支援を行うとともに、相談内容に応じて必要な情報の提供や適切な支援先につなげます。	福祉政策課
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職等により住宅を失ったかた、または失う恐れのあるかたが、安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当分の給付金を支給します。	福祉政策課
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	日常生活や社会参加に向けての課題がある相談者に、一般就労に向けた活動ができる基礎能力形成の支援を行います。	福祉政策課
生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	家計状況の「見える化」により根本的な課題を把握し、相談者自ら家計管理ができるように相談支援を行います。	福祉政策課
生活保護費支給事業 【再掲 P.23】	生活保護受給者が自立した生活が送れるよう、日々の支援に努め、問題状況に応じて適切な支援先につなげます。	生活福祉課
中国残留邦人等生活支援給付費支給事業 【再掲 P.24】	中国残留邦人等支援給付受給者が自立した生活が送れるよう、日々の支援に努め、問題状況に応じて適切な支援先につなげます。	生活福祉課
荒川等河川敷ホームレス合同巡視 【再掲 P.24】	路上生活者に対し、定期的に実態調査を行い、必要に応じて生活保護等の申請の案内を行います。	生活福祉課

取組	内容	担当課
市民相談・法律相談事業	相談に訪れた市民に対し、各相談員が聞き取りやアドバイスを行い、必要に応じて他の相談窓口を案内します。	自治振興課
納税に関する相談	市民から納税に関する相談を受けた中で、生活困窮等の困難な状況を把握した場合は、必要に応じて適切な支援先につなげます。	収税課
ひとり親家庭等医療費支給事業 【再掲 P25、29】	ひとり親家庭等医療費の申請・支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関につなげます。	こども青少年課
市営住宅管理事務 【再掲 P.25】	市営住宅の入居管理事務において、入居者や入居申込者が生活に困窮している状況を把握した場合は、適切な相談窓口につなげます。	建築住宅課
	市営住宅の家賃等滞納整理事務において、生活困窮や低所得等を把握した場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなげます。また要綱に準じて家賃等の減免及び徴収猶予を実施します。	建築住宅課
水道料金管理事務 下水道使用料管理事務	水道料金及び下水道使用料の滞納整理事務において、生活困窮等の困難な状況を把握した場合は、必要に応じて適切な支援先につなげます。	企業経営課
公園維持管理事業	公園内の巡視を定期的を実施し、路上生活者に対し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	公園緑地課
駅施設等における路上生活者への対応	駅施設等において路上生活者を発見した際に、必要に応じて適切な支援先につなげます。	都市計画課 道路管理課

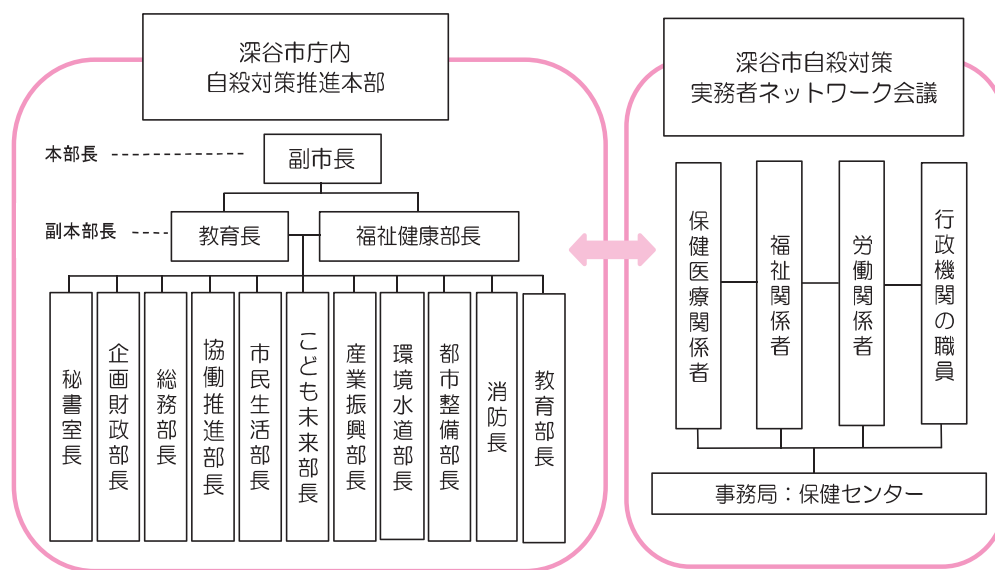
第4章 計画の推進

I 計画の推進体制

「ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや」を目指し、副市長を本部長とした庁内の関係部局で構成される「深谷市庁内自殺対策推進本部」において、全庁的な取組みとして関係部局の連携を強化するとともに、自殺予防に関する施策を総合的かつ円滑に推進します。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の行政機関・関係団体等で構成される「深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議」を設置し、緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かして自殺対策事業に係る情報を共有し、自殺対策を推進します。

推進体制図



II 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗状況の管理については、毎年度、取組の状況を担当課に確認し、進捗状況を把握し、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直しを行います。

計画の最終年度である令和12(2030)年度には最終評価を行い、数値目標の達成状況を把握し、次期計画の策定に活かしていきます。

第5章 資料編

I 策定経過

日 程	会議・作業等	内 容
令和6年 7月		- 計画策定及び推進体制の決定 - 計画策定スケジュールの決定
8月27日	第2次深谷市自殺対策計画策定説明会	- 市庁内自殺対策推進本部員の任命 - 市の自殺の現状について - 計画策定の概略、策定スケジュールの説明
9月	第1次計画の評価、課題抽出	各課の関連事業調査及び、市まちづくりアンケート、地域自殺実態プロファイル等による評価
9月～10月	第2次計画（素案）作成	
11月7日	第1回深谷市庁内自殺対策推進本部会議	- 第1次計画評価結果 - 第2次計画（素案）についての協議
11月21日	第1回深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議	- 市の自殺の現状について - 第1次計画評価結果 - 第2次計画（素案）についての意見と対応について - 計画策定スケジュールの説明 - 自殺対策に関する各機関の課題等についての意見交換
12月	第2次計画（案）作成	
令和7年 1月10日～ 1月24日	第2次計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）	
2月	第2回深谷市庁内自殺対策推進本部会議 第2回深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議	- パブリックコメント結果 - 第2次計画（案）についての協議 - 今後の自殺対策の推進について
2月	第2次自殺対策計画の決定	
3月	第2次自殺対策計画の公表	

Ⅱ 設置要綱

深谷市庁内自殺対策推進本部設置要綱

(平成30年7月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するとともに、関係部局の連携を強化し、必要な対策が講じられるよう設置する「深谷市庁内自殺対策推進本部」(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進及び調整に関すること
- (2) 自殺対策における庁内及び関係機関との連携強化に関すること
- (3) その他自殺対策に関すること

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副市長を、副本部長には教育長及び福祉健康部長を、本部員には秘書室長、企画財政部長、総務部長、協働推進部長、市民生活部長、こども未来部長、産業振興部長、環境水道部長、都市整備部長、消防長、教育部長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は必要に応じて本部員を招集し、会議を開く。

- 2 本部長は、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議設置要綱

(平成30年7月31日部長決裁)

(設置)

第1条 市内の関係機関が連携を強化し、現状、課題を踏まえた自殺に係る情報を共有し自殺対策を推進するため、深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 自殺対策に関する意見交換
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、自殺の現状、課題を考慮し、次に掲げる者の中から、都度必要な者により組織するものとする。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 労働関係者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議に必要と認められる者

(会議)

第4条 会議は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内会議)

第5条 会議に庁内会議を設置し、庁内会議員を置く。

2 庁内会議員は、別表第1に掲げる課等の職員をもって充てる。

3 庁内会議は、市が実施する自殺対策について協議するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて行うものとする。

(守秘義務)

第7条 会議の出席者は、正当な理由なく会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。会議の構成員でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

＜別表第１＞第５条関係

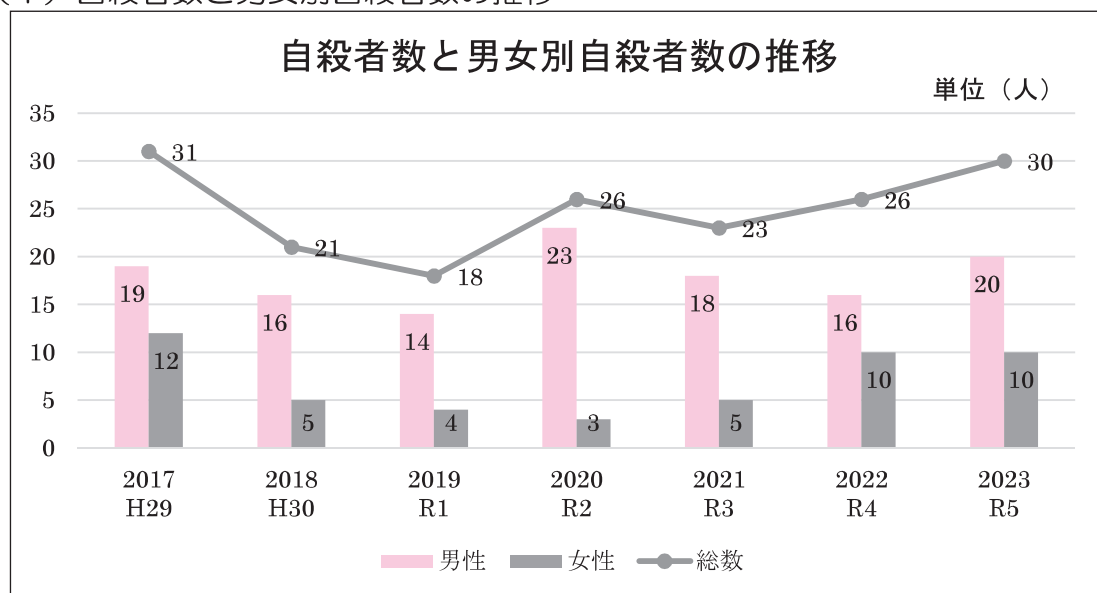
	構成部署
１	協働推進部 自治振興課
２	人権政策課
３	市民生活部 収 税 課
４	こども未来部 こども青少年課
５	福祉健康部 福祉政策課
６	生活福祉課
７	障害福祉課
８	長寿福祉課
９	保健センター
１０	産業振興部 商工振興課
１１	消防本部 警 防 課
１２	教育部 学校教育課

深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議構成機関

	構成機関	備 考		構成機関	備 考
１	熊谷保健所	関係行政機関	１３	協働推進部 人権政策課	深谷市
２	深谷警察署	〃	１４	市民生活部 収 税 課	〃
３	熊谷公共職業安定所	〃	１５	福祉健康部 福祉政策課	〃
４	深谷寄居医師会	保健医療関係	１６	福祉健康部 生活福祉課	〃
５	深谷赤十字病院	〃	１７	福祉健康部 障害福祉課	〃
６	深谷市社会福祉協議会	関係団体	１８	福祉健康部 長寿福祉課	〃
７	深谷商工会議所	〃	１９	福祉健康部 保健センター	〃
８	大里広域 地域包括支援センター	〃	２０	こども未来部 こども青少年課	〃
９	深谷市障害者 基幹相談支援センター	〃	２１	産業振興部 商工振興課	〃
１０	深谷若者サポート ステーション	〃	２２	消防本部 警 防 課	〃
１１	深谷市民生委員・児童 委員協議会	〃	２３	教育部 学校教育課	〃
１２	協働推進部 自治振興課	深谷市			

Ⅲ 本市の自殺の現状

(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移

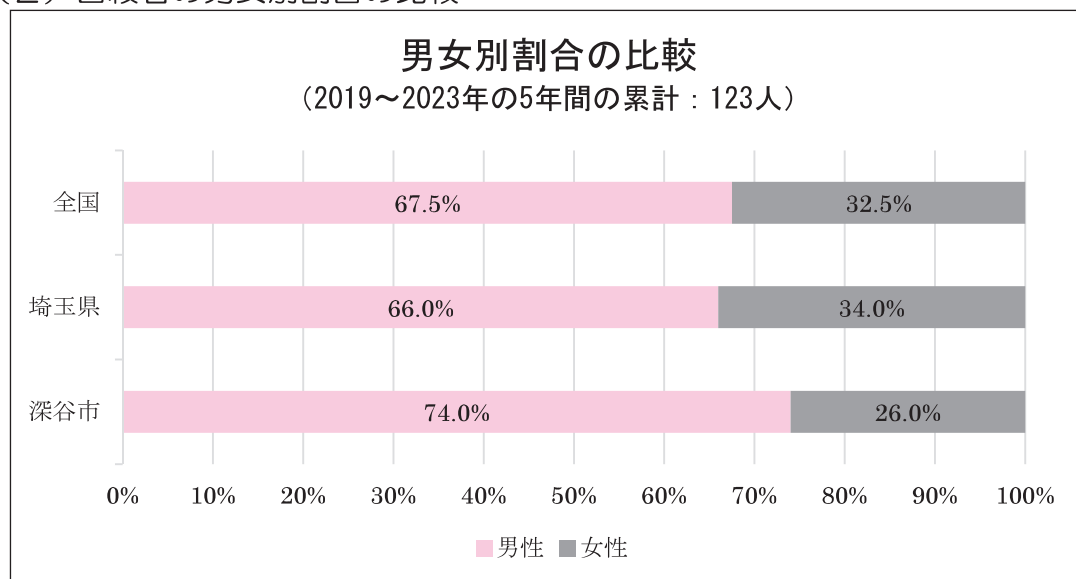


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の自殺者数は令和元(2019)年まで経年で減少していましたが、令和2(2020)年以降、増加傾向に転じています。

男女別にみると、男性は令和2(2020)年に自殺者数が倍増し、その後減少するものの令和5(2023)年には再び増加しています。女性も同様の傾向にあり、令和3(2021)年より自殺者数が増加に転じています。

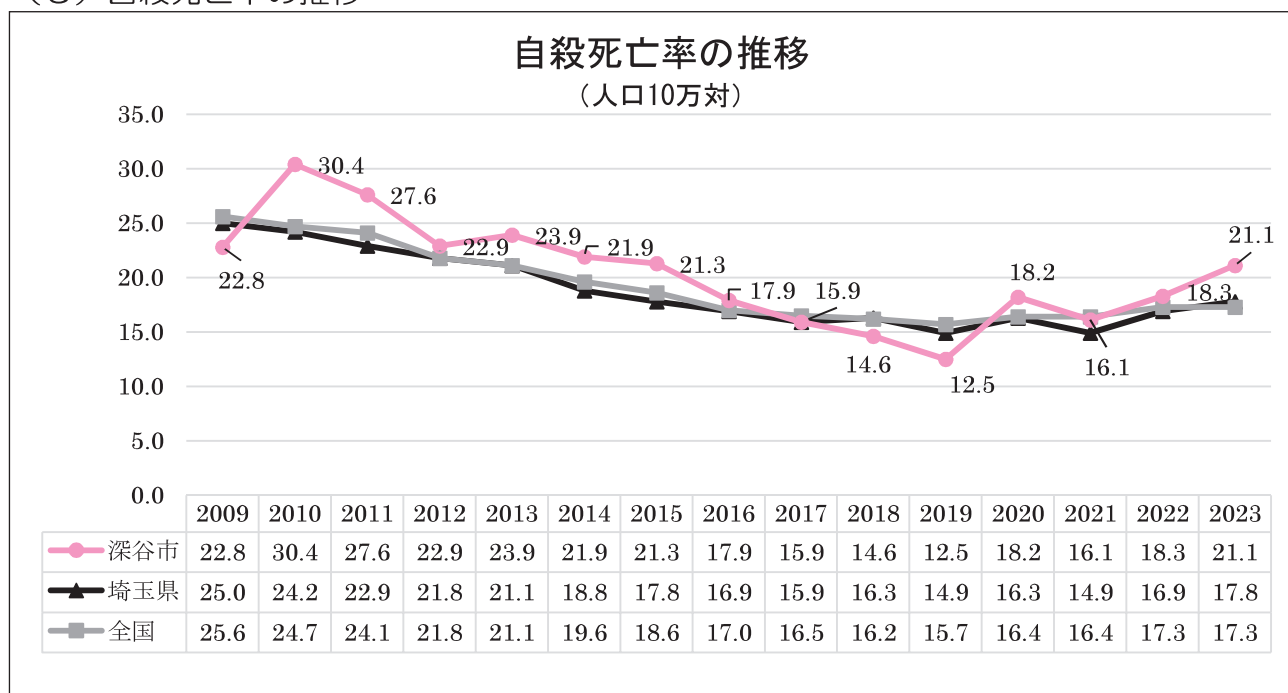
(2) 自殺者の男女別割合の比較



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の男女別割合の5年間累計は、全国、埼玉県と同様、男性が女性を上回っています。また、男性の割合が、全国、埼玉県よりも高くなっています。

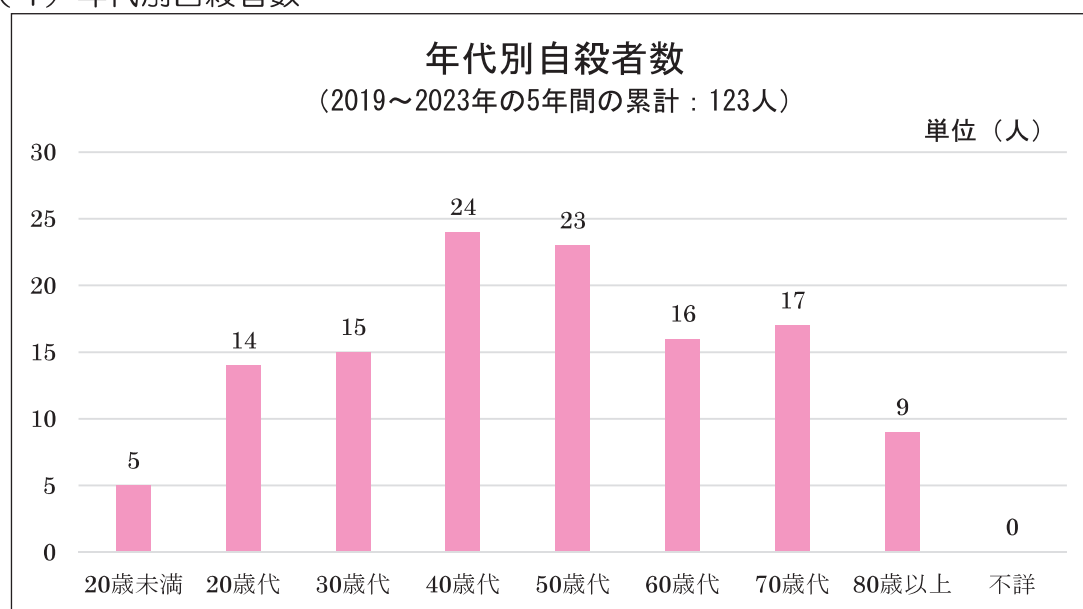
(3) 自殺死亡率の推移



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

本市の人口10万人あたりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成22(2010)年をピークに減少していました。全国との比較では、平成22(2010)年以降上回っていましたが、平成29(2017)年からは全国を下回りました。その後、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、増加に転じています。

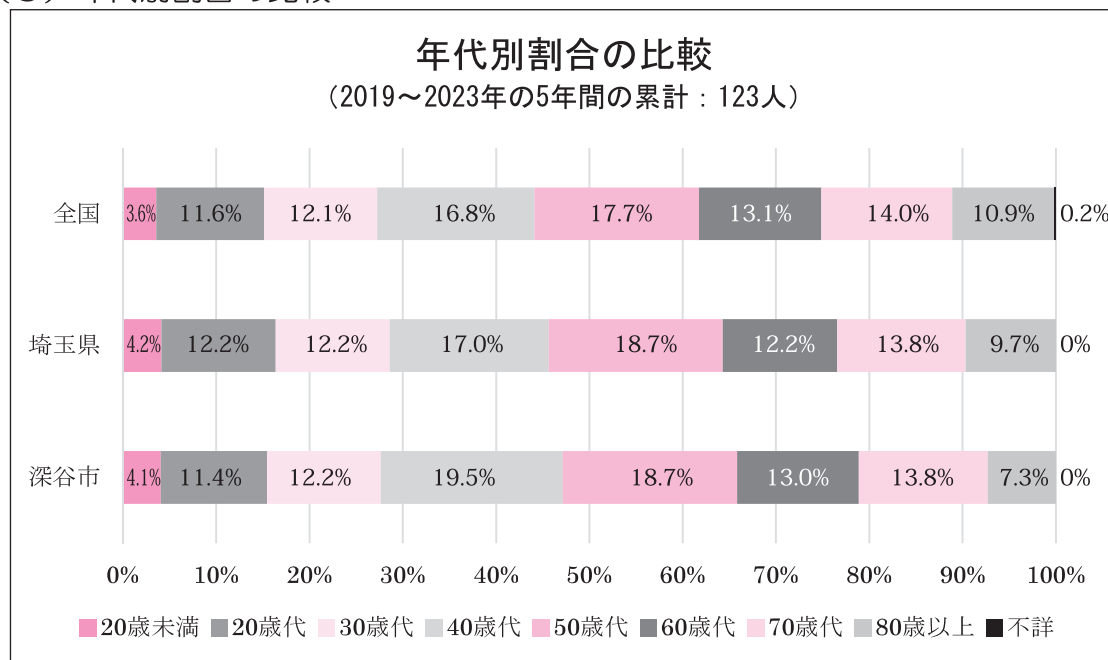
(4) 年代別自殺者数



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

本市の自殺者の5年間累計は123人です。年代別の自殺者数では、40歳代が24人と最も多く、次いで50歳代23人、70歳代が17人となっています。

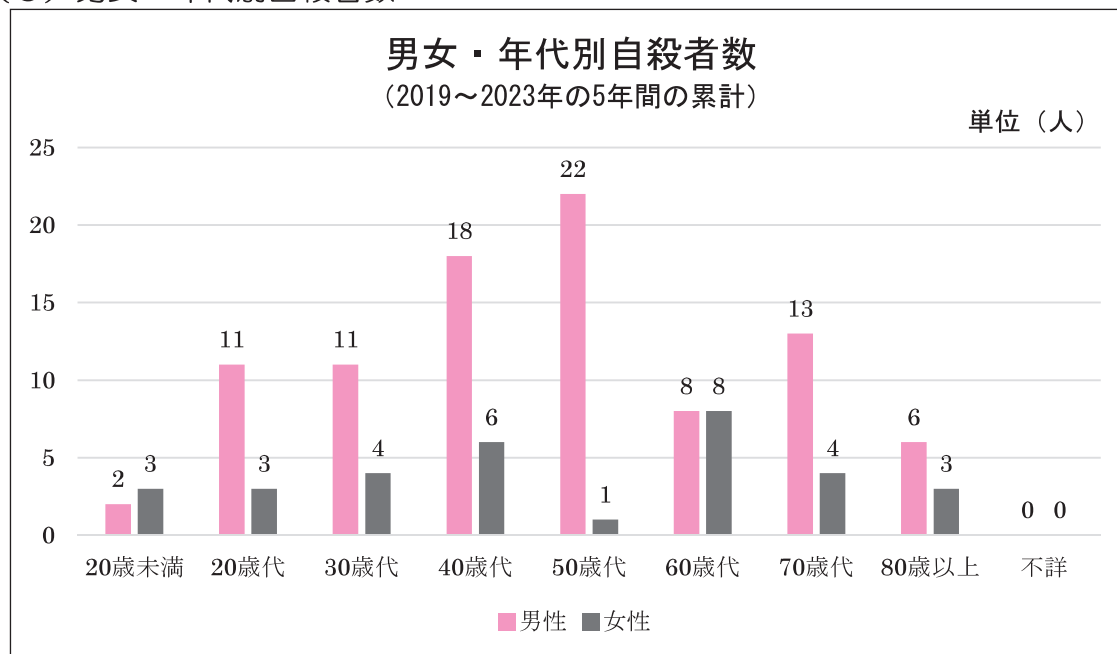
(5) 年代別割合の比較



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の年代別割合の5年累計を全国、埼玉県と比較してみると、40歳代が全国や埼玉県を上回り、20歳代、80歳以上は下回っています。

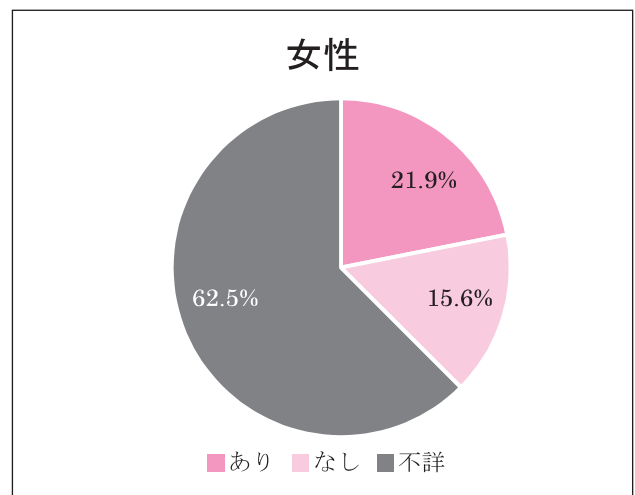
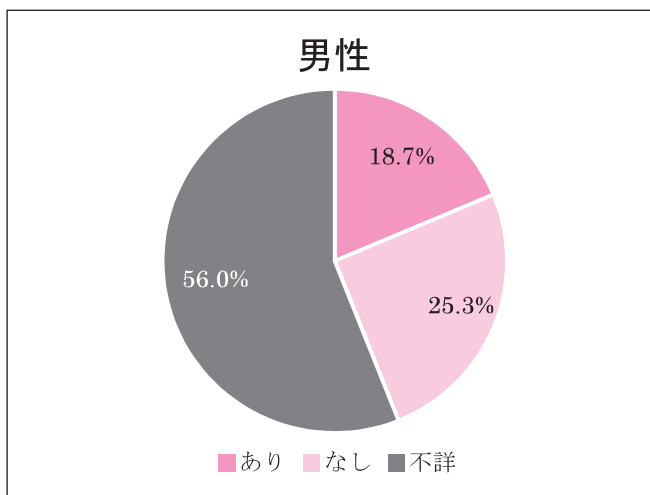
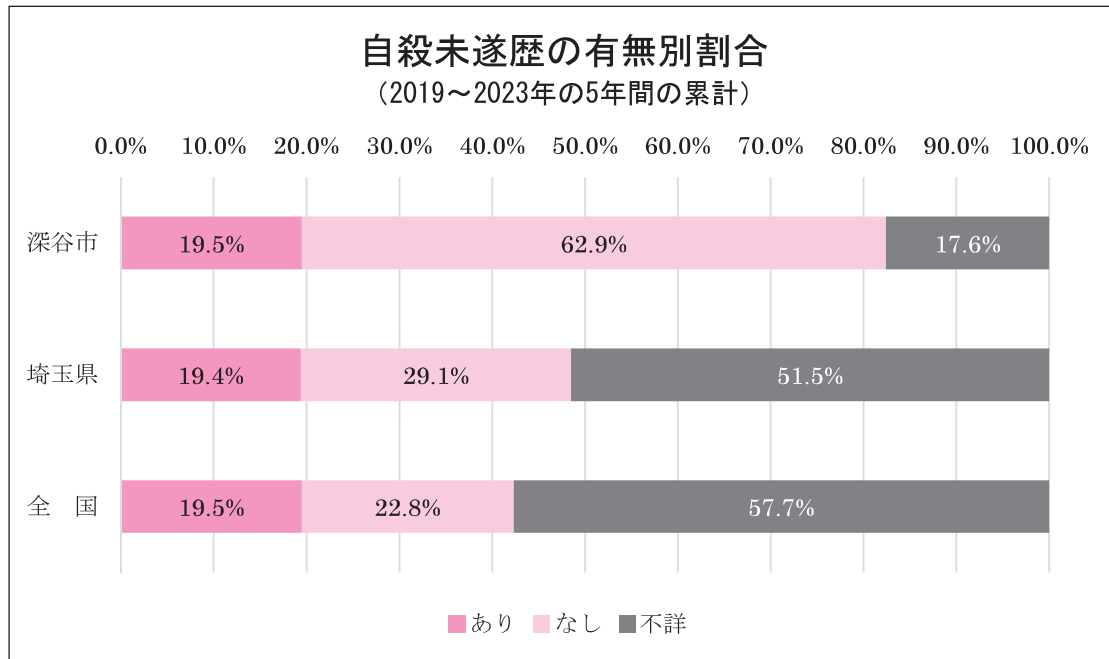
(6) 男女・年代別自殺者数



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の自殺者数の5年累計は123人の内訳は、男性91人、女性32人となっており、男性が女性の約3倍となっています。男女・年代別自殺者数では、男性は50歳代の22人、女性は60歳代の8人が最も多くなっています。

(7) 自殺者における自殺未遂歴の有無



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

本市の5年間累計における自殺者のうち、自殺未遂歴を有する割合は19.5%であり、埼玉県、全国と同様となっています。

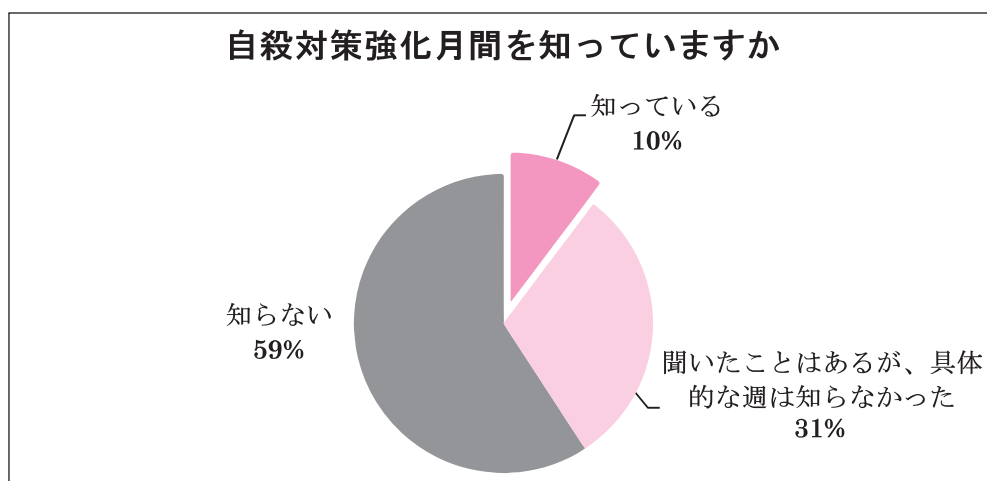
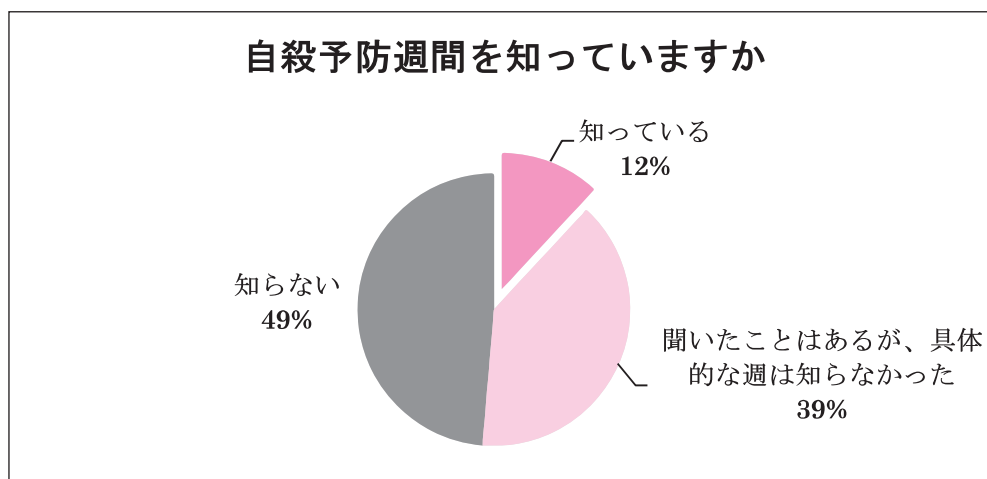
IV アンケート調査結果

本市では、こころの健康について「ふかや e アンケート」によりアンケート調査を実施しました。

I. ふかや e アンケート結果

調査期間：令和 6 年 9 月 24 日～令和 6 年 10 月 11 日

アンケート回答数 370 人



自殺予防週間、自殺対策強化月間を知っている人の割合は、全体の約 1 割でした。

また、自殺予防週間について、「聞いたことはあるが、具体的な週は知らなかった」人は約 4 割、自殺対策強化月間については約 3 割の人が具体的な月を知らなかったと回答しています。

Ⅱ. 深谷市民まちづくりアンケート結果

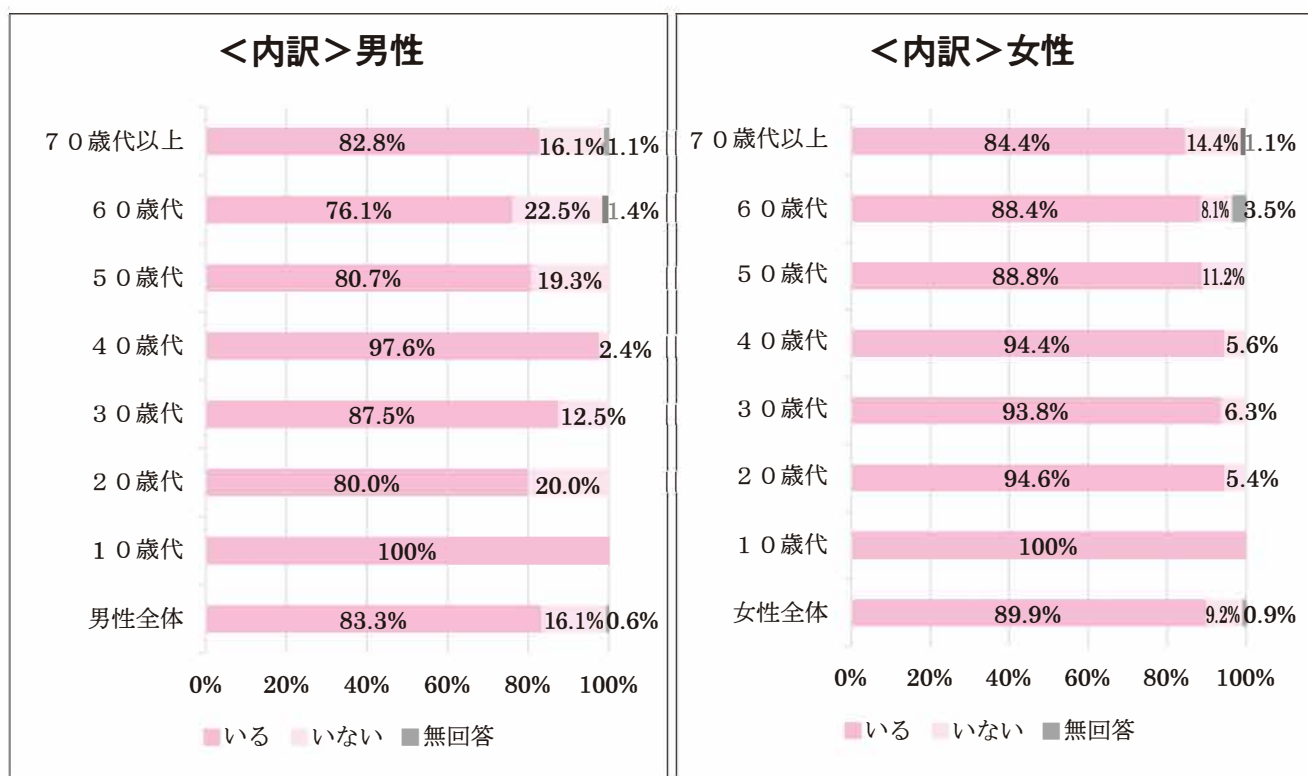
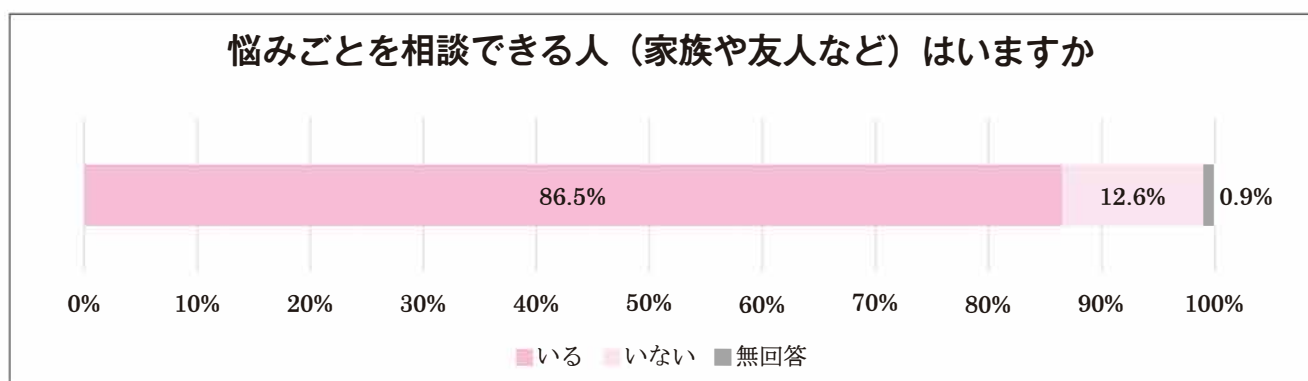
1. アンケート調査の実施方法

(1) 目的 「第2次深谷市総合計画・後期基本計画」に基づき、施策を推進するにあたり、今後のまちづくりの参考にするため、「深谷市民まちづくりアンケート」を実施し、現在の本市の姿および市民の意向や市民ニーズを把握することを目的としています。

(2) アンケート方法

- ①調査対象：深谷市に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
- ②調査方法：アンケート票を郵送により配布・回収
- ③調査期間：令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 17 日

アンケート項目の中で、本計画にかかわる内容については次のとおりです。



悩みごとを相談できる人（家族や友人など）がいない市民の割合は 12.6%でした。

男女・年代別でみると、男性の 20 歳代、60 歳代が 20%を超えており、50 歳代が 19.3%となっています。女性では 70 歳以上が各年代より高い状況でした。

V 深谷市自殺対策計画の評価結果

深谷市自殺対策計画では、評価指標を設定し、市民、関係機関、地域の団体、行政がそれぞれの活動を通して、自殺対策の推進に取り組んできました。

各項目の達成状況は次のとおりであり、計画全体の目標値である自殺死亡率の減少につきましては、目標値まで達成していない結果です。このため、第2次計画について、施策の体系や目標値を継続し、各取組を充実させていく必要があります。

評価項目	令和6(2024)年度 目標値	令和6(2024)年度 現状値
自殺死亡率	16.2以下 ＜令和5(2023)年のデータ＞	21.2 ＜令和5(2023)年のデータ＞
深谷市自殺対策実務者ネットワーク会議の開催	2回	2回
ゲートキーパー養成講座の実施	年2回以上	年2回以上
ゲートキーパー養成講座受講者において、自殺対策について理解できたと回答した者の割合	90%以上	95%
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	30%	13.8%
悩みごとを相談できる相手がない市民の割合	10.0%	12.6%
児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施する学校数	市内全小・中学校(29校)	市内小・中学校(29校)

VI 自殺対策基本法

○自殺対策基本法（平成18年法律第85号、最終改正：平成28年法律第11号）

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県

自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題とし

てのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する

理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

ない。

（法制上の措置等）

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等

を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第16条 国及び地方公共団体は、大学専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校

における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、

自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）自殺総合対策大綱の案を作成する

こと。

（2）自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（3）前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。





深谷市福祉健康部 保健センター

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17番1号

TEL : 048-575-1101 (直通) FAX:048-574-6668

E-MAIL:hoken@city.fukaya.saitama.jp